

平成15年国内産麦の残留農薬調査結果

1 小麦

農薬名	種類	分析試料 点数	検出点数	検出範囲 (ppm)	基準値 (ppm)	基準値を 超える点数
アゾキシストロビン	菌	71	0		0.5	0
イミノクタジン	菌	71	0		0.1	0
エチオフェンカルブ	虫	71	0		1.0	0
エトフェンプロックス	虫	275	0		0.5	0
グリホサート	草	71	6	0.02 ~ 0.03	5.0	0
グルホシネート	草	71	0		0.20	0
クレソキシムメチル	菌	71	0		0.1	0
クロルプロファム	草	71	0		0.05	0
クロルメコート	成	71	0		5	0
クロタロニル	菌	71	0		0.1	0
ジクロルボス	虫	71	0		0.2	0
ジフルフェニカン	草	71	0		0.1	0
シプロコナゾール	菌	71	0		0.2	0
シプロジニル	菌	71	0		0.5	0
シペルメトリン	虫	71	0		0.2	0
チオベンカルブ	草	71	0		0.1	0
テブコナゾール	菌	275	0		0.5	0
トリフルミゾール	菌	71	0		1.0	0
トリフルラリン	草	71	0		0.1	0
トルクロホスメチル	菌	71	0		0.1	0
ピラフルフェンエチル	草	71	0		0.1	0
フェナリモル	菌	71	0		0.1	0
フェントロチオン	虫	275	2	0.014 ~ 0.018	10	0
フェノブカルブ	虫	71	0		0.3	0
フルトラニル	菌	275	0		2.0	0
プロクロラズ	菌	71	0		0.5	0
プロピコナゾール	菌	275	0		1.0	0
ベンタゾン	草	71	0		0.2	0
ペンディメタリン	草	71	0		0.2	0
マラチオン	虫	71	0		8.0	0
メプロニル	菌	71	0		2.0	0
MCPA	草	71	0		0.1	0
計	32項目		8			0

- (注) 1 分析対象農薬は、食品衛生法で成分規格が定められている農薬のうち、国内で登録されており、かつ、小麦に使用が認められている農薬である。
- 2 種類欄の虫は殺虫剤、菌は殺菌剤、草は除草剤、成は植物成長調整剤である。
- 3 分析実施機関は、(独)農林水産消費技術センター及び食品衛生法に基づく指定検査機関である。
- 4 検出点数は、厚生労働省が示す残留農薬分析法の検出限界濃度(但し、シペルメトリン(0.02ppm)、テブコナゾール(0.007ppm)、トリフルミゾール(0.1ppm)、メプロニル(0.02ppm)を除く)を超えるものの点数であり、計の欄は、各農薬毎の検出点数の合計である。

2 大麦・はだか麦

農薬名	種類	分析試料 点数	検出点数	検出範囲 (ppm)	基準値 (ppm)	基準値を 超える点数
アゾキシストロピン	菌	14	0		0.3	0
イミノクタジン	菌	14	0		0.02	0
エチオフェンカルブ	虫	14	0		1.0	0
エトフェンプロックス	虫	74	0		0.5	0
グリホサート	草	14	0		20	0
グルホシネート	草	14	0		5.0	0
クレソキシムメチル	菌	14	0		5	0
クロルプロファミ	草	14	0		0.05	0
クロルメコート	成	14	0		0.5	0
クロロタロニル	菌	14	0		0.1	0
ジクロルボス	虫	14	0		0.2	0
ジフルフェニカン	草	14	0		0.1	0
シプロコナゾール	菌	14	0		0.1	0
シプロジニル	菌	14	0		2	0
シベルメトリン	虫	14	0		0.5	0
チオベンカルブ	草	14	0		0.1	0
テブコナゾール	菌	74	0		0.05	0
トリフルミゾール	菌	14	0		1.0	0
トリフルラリン	草	14	0		0.1	0
トルクロホスメチル	菌	14	0		0.1	0
ピラフルフェンエチル	草	14	0		0.1	0
フェナリモル	菌	14	0		0.1	0
フェニトロチオン	虫	74	0		5.0	0
フェノブカルブ	虫	14	0		0.3	0
プロクロラズ	菌	14	0		0.5	0
プロピコナゾール	菌	74	0		1.0	0
ベンタゾン	草	14	0		0.2	0
ペンディメタリン	草	14	0		0.2	0
マラチオン	虫	14	0		2.0	0
メプロニル	菌	14	0		2.0	0
MCPA	草	14	0		0.1	0
計	31項目		0			0

- (注) 1 分析対象農薬は、食品衛生法で成分規格が定められている農薬のうち、国内で登録されており、かつ、大麦又ははだか麦に使用が認められている農薬である。
 2 種類欄の虫は殺虫剤、菌は殺菌剤、草は除草剤、成は植物成長調整剤である。
 3 分析実施機関は、(独)農林水産消費技術センター及び食品衛生法に基づく指定検査機関である。
 4 検出点数は、厚生労働省が示す残留農薬分析法の検出限界濃度(但し、シベルメトリン(0.02ppm)、テブコナゾール(0.007ppm)、トリフルミゾール(0.1ppm)、メプロニル(0.02ppm)を除く)を超えるものの点数であり、計の欄は、各農薬毎の検出点数の合計である。

3 都道府県別

都道府県	小麦		大麦・はだか麦	
	分析試料点数	基準値を超える点数	分析試料点数	基準値を超える点数
北海道	97	0	-	-
青森	4	0	-	-
岩手	4	0	-	-
宮城	2	0	2	0
秋田	-	-	-	-
山形	-	-	-	-
福島	-	-	-	-
茨城	7	0	9	0
栃木	13	0	11	0
群馬	24	0	-	-
埼玉	16	0	-	-
千葉	1	0	-	-
東京	-	-	-	-
神奈川	-	-	-	-
新潟	-	-	1	0
富山	-	-	2	0
石川	-	-	1	0
福井	-	-	9	0
山梨	-	-	1	0
長野	7	0	-	-
岐阜	2	0	1	0
静岡	1	0	-	-
愛知	7	0	1	0
三重	9	0	-	-
滋賀	10	0	2	0
京都	1	0	-	-
大阪	-	-	-	-
兵庫	4	0	-	-
奈良	-	-	-	-
和歌山	-	-	-	-
鳥取	-	-	-	-
島根	1	0	-	-
岡山	1	0	4	0
広島	-	-	-	-
山口	1	0	-	-
徳島	1	0	-	-
香川	3	0	3	0
愛媛	-	-	5	0
高知	-	-	-	-
福岡	25	0	5	0
佐賀	15	0	12	0
長崎	2	0	2	0
熊本	8	0	3	0
大分	9	0	-	-
宮崎	-	-	-	-
鹿児島	-	-	-	-
沖縄	-	-	-	-
計	275	0	74	0

(注)都道府県別の分析試料点数は、各都道府県における麦類の生産農家数及び生産量を勘案して配分した。